

保医発0428第6号
平成29年4月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成29年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をは図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第7号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成28年3月4日保医発0304第7号)の一部改正について

- 1 Iの3の(46)イa中「及び植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・MRI対応型）」を「、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・MRI対応型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）・標準型）及び植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）・MRI対応型）」に改める。
- 2 Iの3の(46)ウ中「又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・MRI対応型）」を「、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・MRI対応型）又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）MRI対応型）」に改め、「又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・標準型）」を「、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・標準型）又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）標準型）」に改める。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成28年 3 月 4 日保医発0304第10号の一部改正について)

- 1 別表のⅡの114④⑧ウ中「有し、電極数が3極以上6極未満であること。」を「有すること。」に改める。

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第7号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(45) (略)</p> <p>(46) 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード、植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>a 植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・MR I対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・標準型)、<u>植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・MR I対応型)</u>、<u>植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)・標準型)</u>及び<u>植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)・MR I対応型)</u>は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>i 振戦</p> <p>ii パーキンソン病に伴う運動障害</p> <p>iii ジストニア</p> <p>b (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(45) (略)</p> <p>(46) 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード、植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>a 植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・標準型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用)・MR I対応型)、植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・標準型)及び<u>植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式・MR I対応型)</u>は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>i 振戦</p> <p>ii パーキンソン病に伴う運動障害</p> <p>iii ジストニア</p> <p>b (略)</p>

ウ MR Iに対応していないリードと組み合わせて、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（4極用）・MR I対応型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）・MR I対応型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・MR I対応型（32極用））、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型・MR I対応型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・MR I対応型）又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）MR I対応型）を使用する場合は、それぞれ植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（4極用）・標準型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）・標準型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・標準型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型・標準型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・標準型）又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）標準型）を算定する。

(47)～(106) (略)

4～6 (略)

II～IV (略)

ウ MR Iに対応していないリードと組み合わせて、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（4極用）・MR I対応型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）・MR I対応型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・MR I対応型（32極用））、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型・MR I対応型）又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・MR I対応型）を使用する場合は、それぞれ植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（4極用）・標準型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）・標準型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・標準型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型・標準型）又は植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式・標準型）を算定する。

(47)～(106) (略)

4～6 (略)

II～IV (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～113 (略)</p> <p>114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 心臓電気生理学的検査機能付加型・温度センサー付きア・イ (略)</p> <p>ウ <u>心臓電気生理学的検査を行うための電極を有すること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>115～191 (略)</p> <p>III～VII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～113 (略)</p> <p>114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 心臓電気生理学的検査機能付加型・温度センサー付きア・イ (略)</p> <p>ウ <u>心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、電極数が3極以上6極未満であること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>115～191 (略)</p> <p>III～VII (略)</p>